

平成18年
4月から

貸付制度が変わります!

共済組合から貸付けを受けた組合員が、自己破産や民事再生などにより、貸付金を償還することができなくなる事例(以下「貸付事故」といいます。)が増え続けており、貸付事業の運営に深刻な影響を及ぼしています。そのため平成18年4月から貸付制度の見直しを余儀なくされました。

貸付事業の運営に支障をきたす貸付事故

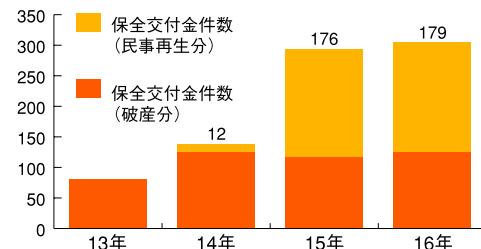
●貸付事故の増加による払込金率の引き上げ

事業発足当初には、想定しなかった、ここ数年の自己破産、民事再生による保険交付金件数の伸びに伴う財政状況の悪化により、払込金率が上昇の一途をたどっています。平成18年度には、払込金率は100万分の216(愛媛県は208)へと大幅な引き上げを余儀なくされました。これは5年前の約3倍の値であり、組合の貸付事業の財政基盤を大きく揺るがす結果となっています。

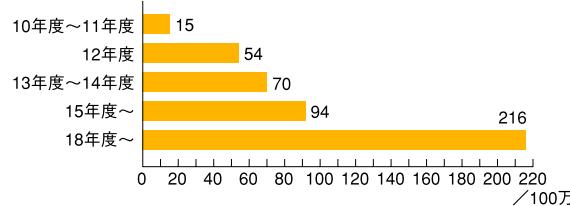
また、貸付事故の中には、貸付けを受けてから短期間のうちに、自己破産や民事再生の申立てを行う悪質な例も見受けられます。

このような事案は、返済の意思なしに貸付けを申し込んだ疑いが濃く、貸付事業の安定運営を期するためにも、厳正な対応が求められます。

●破産等申立件数(暦年)と保全交付金交付件数(年度)の推移



●保全事業における払込金率の推移



※上記のグラフは、全国市町村職員共済組合連合会を構成する全ての市町村職員共済組合等に係る件数及び金額の推移を表す。

貸付制度の見直し概要

貸付制度の見直しの概要(抵当権設定、一部負担金等)

貸付審査の強化

平成18年4月1日以降の申込み受付分から

- 高額医療貸付及び出産貸付を除くすべての貸付けに
借入状況等申告書の添付を義務付け(30%枠適用範囲の拡大)
- 普通貸付、特別貸付への疎明資料添付の義務付け

虚偽又は不正な方法等により貸付けを受けた者が貸付事故に至った場合、損害賠償又は刑事告訴等による対応を検討すること。

抵当権の設定又は一部負担金の義務付け

平成18年6月1日以降の申込み受付分から

●抵当権の設定

住宅貸付又は災害貸付(不動産を対象とするものに限る。)のうち、貸付金額が400万円を超える場合には、抵当権を設定すること。

●一部負担金の徴収

貸付債権の保全に要する費用の一部に充てるため、貸付金の償還に合わせて、年0.06%による一部負担金を徴収すること(抵当権を設定された債権、高額医療貸付及び出産貸付を除く。)。

組合員の皆様へ

●貸付制度について、一層の理解とご協力をお願いします。

共済組合においても、ここ数年、貸付けの適正な審査と債権回収への取組みを強化し、事業の健全な運営に努めているところですが、これまで述べたように、貸付事故は増加の一途をたどっているのが現状です。

組合員の皆さまには、貸付事故が急増する中での今回の制度見直しについてのご理解をお願いするとともに、今後の健全な事業運営に向け、なお一層のご協力をお願いします。